

避難勧告・避難指示等の発令基準

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況（避難所は開設し、自主避難） 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動（建物内での垂直避難等）

《河川》

避難勧告等は、河川ごと以下の基準を参考に、河川巡視、降雨量、今後の気象予測等を総合的に判断して、避難の必要がある場合に、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。

伝達方法・・・防災行政用無線、防災安全情報メール、ケーブルテレビ、鎌倉FM、車両広報等（解除の場合は車両による広報は行わない。）

【対象地域】

下記の河川の洪水による浸水エリア（内水浸水エリアは除く。）

* 柏尾川

梶原、寺分、上町屋、手広三・四・六丁目、笛田一丁目、台一・二丁目、岡本一・二丁目、岡本、玉縄一丁目、以上の一部
(5,000世帯、約11,800名)

* 滑川

小町一丁目、大町一丁目、材木座一・三・五丁目、由比ガ浜一・二丁目、御成町、以上の一部
(1,200世帯、約2,800名)

* 神戸川

腰越一・二・三・四丁目、津西一丁目、腰越津、以上の一部（85世帯、約200名）

*はん濫注意水位を超えており、まだ雨が降り続くと予想される場合、避難判断水位以下でも20時までに避難勧告を発令する。

洪水（河川）の避難勧告・指示基準

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
水防団待機水位	2.60m	1.60m	1.30m
はん濫注意水位	3.60m	2.00m	1.40m
避難判断水位	4.90m	2.00m	1.40m
はん濫危険水位	5.60m	2.30m	1.70m
避難準備・高齢者等避難開始	【水位】4.90mに達したとき	【水位】2.00mに達したとき	【水位】1.40mに達したとき
	【水位】3.60mに達し、今後、計測箇所周辺又は上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）		
	降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が認めるとき		
避難勧告	【水位】5.60mに達したとき	【水位】2.30mに達したとき	【水位】1.70mに達したとき
	【水位】4.90mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】2.00mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】1.40mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）
	避難準備情報発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が認めるとき		
避難指示（緊急）	はん濫危険水位に達したとき		
	異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合		
	決壊や越流が発生した場合		
	避難勧告発令中に降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 その他、市長が認めるとき		

広報文例（参考）

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
水防団待機水位	2.60m	1.60m	1.30m
はん濫注意水位	3.60m	2.00m	1.40m
避難判断水位	4.90m	2.00m	1.40m
はん濫危険水位	5.60m	2.30m	1.70m
避難準備・高齢者等避難開始	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。柏尾川の水位が、はん濫注意水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。いつでも避難できるよう、準備をしてください。お年寄りなど避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</p>	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。滑川の水位が、はん濫注意水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。いつでも避難できるよう、準備をしてください。お年寄りなど避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</p>	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。神戸川の水位が、はん濫注意水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。いつでも避難できるよう、準備をしてください。お年寄りなど避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</p>
避難勧告	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。避難勧告についてお知らせします。柏尾川の水位が、避難判断水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。安全を確保しながら、避難してください。なお、避難が危険な場合には、建物の2階以上で身の安全を確保してください。</p>	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。避難勧告についてお知らせします。滑川の水位が、避難判断水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。安全を確保しながら、避難してください。なお、避難が危険な場合には、建物の2階以上で身の安全を確保してください。</p>	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。避難勧告についてお知らせします。神戸川の水位が、避難判断水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。安全を確保しながら、避難してください。なお、避難が危険な場合には、建物の2階以上で身の安全を確保してください。</p>
避難指示（緊急）	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。柏尾川の水位が、はん濫危険水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。安全を確保しながら、速やかに避難してください。なお、避難が危険な場合には、建物の2階以上で身の安全を確保してください。</p>	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。滑川の水位が、はん濫危険水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。安全を確保しながら、速やかに避難してください。なお、避難が危険な場合には、建物の2階以上で身の安全を確保してください。</p>	<p>【広報文例】 こちらは防災かまくらです。神戸川の水位が、はん濫危険水位を超え、今後も水位が上昇する危険があります。安全を確保しながら、速やかに避難してください。なお、避難が危険な場合には、建物の2階以上で身の安全を確保してください。</p>
<p>* 避難勧告等は、原則として、洪水・内水ハザードマップにより、洪水による浸水が予測されている区域（内水は除く。）や水害の危険のある区域に対し発令されます。 * 建物が堅固な2階建て以上の場合には、垂直避難も可。</p>			

【避難解除のタイミング】

水位が下がり始め、レーダー等での雨雲の位置が、対象河川流域（上流の横浜市含めて）から無くなり、今後の降雨の可能性がなくなった時。

【広報例文】

こちらは防災かまくらです。柏尾川・滑川・神戸川の水位が、下がり始めました。避難勧告・指示は解除されました。

《土砂災害》

* 避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

* 避難すべき区域は、神奈川県土砂災害情報システムにおいて「土砂災害警戒判定メッシュ情報（1 kmメッシュ）で土砂災害警戒情報の基準に達した土砂災害警戒区域及び前兆現象情報のあった土砂災害警戒区域及びその他の斜面地を対象とする。

* 避難経路に土砂災害警戒区域がある場合には、垂直避難も選択可。

伝達方法・・・防災行政用無線、防災安全情報メール、ケーブルテレビ、鎌倉FM、車両広報等
(解除の場合は車両による広報は行わない。)

* 県砂防海岸課、気象庁と相談し、夜間に土砂災害警戒情報の発令が予想される場合、区域をある程度特定できるのであれば、20時までにその区域に避難勧告発令すること。

土砂災害の避難勧告・指示基準

避難準備 ・高齢者等 避難開始	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、神奈川県土砂災害情報システム及び気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合	その他、市長が必要と認めるとき
	大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	
	台風の接近が予想される場合	
	消防隊等からの報告により、前兆現象が発見されたとき	
避難勧告	土砂災害警戒情報が発表された場合	
	神奈川県土砂災害情報システム及び気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	
	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	各課等からの報告や住民、警察、消防団等からの通報で、前兆現象があった一帯の区域	
避難指示 (緊急)	土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合	
	土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	
	近隣で土砂災害が発生し、被害の拡大が予想される場合	
	前兆現象が確認され、市民の生命、身体に危険が及ぶと想定される場合	

広報文例（参考）

避難準備・高齢者等避難開始	<p>【広報文例】</p> <p>こちらは防災かまくらです。●時●分、鎌倉市に土砂災害警戒情報が発表されました。崖の近くにお住まいの方は、いつでも避難できるよう、準備をしてください。お年寄りなど避難に時間のかかる方は避難を開始してください。</p>
避難勧告	<p>【広報文例】</p> <p>こちらは防災かまくらです。●時●分、鎌倉市に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険が高まっています。●●地区の崖近くにお住まいの方は、安全を確保しながら、避難してください。避難が危険な状況の場合は、建物内で、崖から離れた2階以上の部屋に移動して安全を確保してください。</p>
避難指示（緊急）	<p>【広報文例】</p> <p>こちらは防災かまくらです。（●時●分、鎌倉市に土砂災害警戒情報が発表されました。）土砂災害の危険が高まっており、避難が必要な状況です。●●地区の崖近くにお住まいの方は、安全を確保しながら、速やかに避難してください。避難が危険な状況の場合には、建物内で崖から離れた2階以上の部屋に移動して、安全を確保してください。</p>
<p>避難勧告等は、原則として、土砂災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域に指定されている区域に対し発令されます。</p>	

*前兆現象（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生湧水、小石が斜面からパラパラ落ちだす等）

*土砂災害警戒区域・・・414箇所（17,817世帯、約42,000人）

【避難解除のタイミング】

土砂災害警戒情報が解除された時

【広報例文】

こちらは防災かまくらです。●●地区に発令されていた避難勧告・指示は解除されました。

《高潮》

表 11-6 高潮の避難勧告・指示基準

避難勧告	高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合	その他、市長が必要と認めるとき
	高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合	
	高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合	
	台風が接近し、上陸前に気象庁から特別警報発表の可能性がある旨の周知がなされた場合	
避難指示（緊急）	海岸堤防の倒壊の発生	
	水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）	
	異常な越波・越流の発生	

《津波》

次の基準に従って、発令します。

伝達方法・・・防災行政用無線、防災安全情報メール、ケーブルテレビ、鎌倉FM、車両広報等
(解除の場合は車両による広報は行わない。)

避難準備・高齢者等避難開始	津波予報区（相模湾・三浦半島）に津波注意報（想定津波高 0.2～1m）が発表されたとき 【広報文例】 こちらは防災かまくらです。津波注意報の発表について、お知らせします。●時●分、鎌倉市沿岸に津波注意報が発表されました。海岸には近づかないようにしてください。お年寄りなど避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
避難勧告	津波予報区（相模湾・三浦半島）に津波警報（想定津波高 1～3m）が発表されたとき 【広報】 J-ALERT による自動放送 《津波警報サイレン 5秒吹鳴、6秒休止×3回》 津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台へ避難してください。
避難指示（緊急）	津波予報区（相模湾・三浦半島）に大津波警報（想定津波高 3m～）が発表されたとき 【広報】 J-ALERT による自動放送 《津波警報サイレン 3秒吹鳴、2秒休止×6回》 大津波警報。海岸付近の方は、至急、高台へ避難。
避難勧告等は、原則として、全市域に対して行います。	

【避難解除のタイミング】

津波注意報・警報が解除されたとき

【広報例文】

こちらは防災かまくらです。発令されていた津波避難勧告・指示は解除されました。

〈武力攻撃事態・緊急処理事態〉

次の基準に従って、発令します。

伝達方法・・・防災行政用無線、防災安全情報メール、ケーブルテロップ、鎌倉FM、車両広報等
(解除の場合は車両による広報は行わない。)

避難準備情報	(なし)
避難勧告	(なし)
避難指示 (緊急)	<p>国が避難措置の指示を発令し、県が避難指示を発令したとき 市が避難を要すると判断したとき</p> <p>【広報文例】 弾道ミサイル攻撃の場合 こちらは、防災かまくらです。●時●分、弾道ミサイルが発射されたため、鎌倉市に避難指示が発令されました。 ただちに近くのコンクリート造り等の堅ろうな建物の地下に避難してください。</p> <p>航空攻撃の場合 こちらは、防災かまくらです。●時●分、航空攻撃を受けているため、鎌倉市に避難指示が発令されました。 ただちに近くのコンクリート造り等の堅ろうな建物の地下に避難してください。</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 こちらは、防災かまくらです。●時●分、ゲリラ(特殊部隊)から攻撃を受けているため、鎌倉市に避難指示が発令されました。 ただちに要避難地域の外へ避難してください。(ただちに屋内に避難してください。)</p> <p>緊急処理事態(大規模テロ等)の場合 こちらは、防災かまくらです。●時●分、鎌倉市に発令されていた避難指示は、解除されました。</p> <p>ただちに要避難地域の外へ避難してください。(ただちに屋内に避難してください。)</p>
避難指示解除	<p>国が避難措置の指示を解除し、県が避難指示を解除したとき 市が避難を要しなくなったと判断したとき</p> <p>【広報文例】 こちらは、防災かまくらです。●時●分、鎌倉市に発令されていた避難指示は、解除されました。</p>